

公 示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業の許可の効力が失われたことに係る公示について	・・・ 3

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年9月4日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：25A05
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和7年8月21日
 - ② 申請者：東京BRT株式会社（東京都江戸川区臨海町1丁目4-1）
 - ③ 適用路線：都内均一運賃の一般路線バス全線
 - ④ 平均改定率：17.0%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請(上限)	現行	申請(上限)
現金・IC	現金・IC		
220	260	9,000	11,700

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業の許可の効力が失われたことに係る公示

下記の者の、一般貸切旅客自動車運送事業の許可については、当該許可の有効期間の満了日の経過をもって、その効力が失われたので公示する。

令和7年8月26日 関東運輸局長 藤田 礼子

○事業者名 有限会社 さわや
住所 東京都北区浮間3丁目1番1－201号
許可年月日 平成17年8月5日
有効期間の満了日 令和7年8月5日